

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議規約

(名称)

第1条 この会は、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（平成27年広島県条例第17号）第12条の規定に基づき、県民、自主防災組織等、事業者、市町及び県が相互に協力し合い、もって、災害に強い広島県の実現のために総合的かつ計画的な取組を推進することを目的とする。

(推進会議の役割)

第3条 推進会議は、次の役割を担う。

- (1) 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の行動計画に関する協議
- (2) 前項の行動計画の推進及びその取組状況の報告及び点検

(推進会議の構成)

第4条 推進会議は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 別表1に掲げる団体または機関等の代表者等
- (2) 別表2に掲げる学識経験者

2 会長は、広島県知事の職にある者をもって充てる。

3 第1項(2)に掲げる委員の任期は1年とし、任命の日から起算する。ただし再任を妨げない。

(推進会議の運営等)

第5条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 推進会議は、会長が必要に応じて招集する。

3 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。

(幹事)

第6条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事を置く。

2 幹事は、第4条第1号に規定する者が指名する者をもって構成する。

3 代表幹事は、会長が指名する者をもって充てる。

4 幹事会は代表幹事が必要に応じて招集する。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局を広島県危機管理監減災対策推進担当に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成27年5月14日から施行する。
- 2 別表2に掲げる委員の任命当初の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、任命の日から平成28年3月31日までとする。

別表 1 (第 4 条関係)

| 区分 | | 団体, 機関等 | 備考 |
|-----------|----|---------------------|----|
| 県民・防災関係団体 | | 広島市自主防災会連合会 | |
| | | 公益財団法人広島県消防協会 | |
| | | 広島県女性防火クラブ連絡協議会 | |
| | | 社会福祉法人広島県社会福祉協議会 | |
| 学校 | | 広島大学 | |
| | | 広島県私立中学高等学校協会 | |
| | | 広島県 P T A 連合会 | |
| 事業者・経済団体 | | 広島県商工会議所連合会 | |
| | | 広島県商工会連合会 | |
| | | 広島県農業協同組合中央会 | |
| | | 公益社団法人広島県宅地建物取引業協会 | |
| | | 公益社団法人全日本不動産協会広島県本部 | |
| | | 株式会社 N T T ドコモ中国支社 | |
| | | K D D I 株式会社中国総支社 | |
| | | ソフトバンクモバイル株式会社 | |
| | | 公益社団法人広島県バス協会 | |
| | | 一般社団法人広島県医師会 | |
| | | 一般社団法人広島県歯科医師会 | |
| 報道 | | 日本放送協会広島放送局 | |
| | | 株式会社中国放送 | |
| | | 株式会社テレビ新広島 | |
| | | 広島テレビ放送株式会社 | |
| | | 株式会社広島ホームテレビ | |
| | | 株式会社中国新聞社 | |
| 行政 | 国 | 広島地方気象台 | |
| | | 中国地方整備局 | |
| | 市町 | 広島県市長会 | |
| | | 広島県町村会 | |
| | 県 | 広島県 | |
| | | 広島県教育委員会 | |

別表 2 (第 4 条関係)

| 所属 | 職名 | 氏名 |
|----------------|-----|-------|
| 山口大学大学院理工学研究科 | 准教授 | 瀧本 浩一 |
| 広島大学大学院総合科学研究科 | 教授 | 坂田 桐子 |